

令和7年度デジタル人材 UIJ ターン支援事業委託業務 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和7年度デジタル人材 UIJ ターン支援事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の目的

本事業は、県内企業の稼ぐ力の強化及び生産性向上を図るため、県内企業が取り組む UIJ ターンによる高度 IT 人材の確保を支援することを目的とする。

具体的な成果目標として、本事業による県内企業への内定件数が8件以上となることを目指す。

4 委託業務の内容

沖縄県との調整に基づき、その指示の下、マッチングによる県内企業への内定件数が8件以上となるよう、次の業務を行う。

(1) UIJ ターン IT 技術者マッチングイベントの開催

沖縄への UIJ ターン等を希望する IT 技術者に対する県内企業の採用活動を支援するとともに、求職者と企業が一堂に会するマッチングイベントを年3回以上開催すること。そのうち、首都圏での会場開催を1回以上行うこと。

概ね以下の実施方法を想定しているが、他に必要と考える業務があればその内容及び手法を具体的に提案すること。

- ① 出展企業数は毎回30社以上とすること。
- ② マッチングイベントの開催にあたっては、集客に効果的な手段を考えた上で措置を講じ、集客用のチラシ作成やSNSを活用した広報を行うこと。
- ③ 県内企業等で働く人材の確保や地方移住の裾野を広げるため、常勤雇用のマッチングに加え、地方における副業・兼業などの多様な形態でのマッチングの機会も設けること。
- ④ マッチングイベント開催に係る出展企業の募集や調整、フォローアップ等を行うこと。
- ⑤ マッチングイベントに参加した県内企業及び IT 技術者の双方にアンケートを実施し、企業の採用活動や IT 技術者の求職活動の動向等の情報を収集し、イベント終了後、概ね2週間以内に集計分析を行い、県へ提出すること。
- ⑥ 国内人材に加え、外国人材の集客を図るために、関係機関と連携し、外国人材への周知を行うこと。

(2) 相談窓口の設置及び個別相談の実施

本事業で利用する Web サイト（既存の web サイト、SNS 又は新たに作成するものをいう。以下同じ。）等に登録された求人・求職情報や独自で保有する情報等を基に、県内企業と IT 技術者とのマッチングを行う相談員を、県内及び首都圏に各1名以上配置すること。また、本事業で利用する Web サイト等に、相談員への相談窓口を掲載すること。

概ね以下の業務を想定しているが、他に必要と考えられる業務があればその内容及び手法を具体

的に提案すること。

① 県内企業向けの相談業務

- ア 企業の求人状況の確認、情報提供
- イ 求人票作成への助言、確認、更新
- ウ 企業に合った求職者の紹介
- エ 求職者からの経歴書、履歴書の送付、企業訪問、面接の設定調整
- オ 求職者との待遇条件調整
- カ 進捗状況の確認

② 沖縄へのUIJ ターン等を希望する IT 技術者向けの相談業務

- ア 転職活動状況の確認、情報提供、助言
- イ 相談員との面談
- ウ 求職者に合った企業の紹介
- エ 経歴書、履歴書の受付、助言
- オ 面接対策の実施
- カ 応募企業との面談調整、選考結果の連絡
- キ 応募企業との待遇ほか条件調整と連絡
- ク 進捗状況の確認

(3) 各種情報提供等の実施

- ① 本事業で利用する Web サイト等により、IT 技術者とのマッチングを希望する県内企業の会社情報や求人情報、沖縄県の実生活環境全般の情報等を掲載すること。
- ② IT 技術者以外の求職者から問い合わせ等があった場合は、沖縄県等が実施する就職支援関係の情報を提供すること。
- ③ 沖縄県（商工労働部雇用政策課）が実施する「UIJ ターン就職・転職活動交通費支援事業（仮）」の補助金交付に係る相談実績の問い合わせに対応すること。また、相乗効果が図られるよう積極的な連携をすること。

(4) 実施体制

- ① 本業務を円滑に進めるため、以下に示す者を配置した実施体制を構築すること。
 - ア 本事業で実施する UIJ ターン IT 技術者確保を支援するための、県内及び国内外の IT 技術者の動向に精通した専門的知見を有する者。
 - イ 就職支援や移住に関する相談に対応できるノウハウや経験を有する者。
 - ウ 求職者と企業が一堂に会するマッチングイベントを実施するための企画立案、円滑な運営を行うとともに、効果的な集客を講ずることができる者。
 - エ 事業を効率的に遂行するために必要な事務管理能力を有する者。
- ② 委託業務の進捗状況報告及び事業方針の確認・決定のため、月 1 回程度、対面又はオンラインにおいて進捗状況等に関する定例会を開催すること。また、毎月実施した相談対応やマッチングの状況等は、毎月取りまとめ、翌月 10 日までに報告すること。

(5) その他独自提案

- (1)～(4)のほか、本事業の目的に沿った独自提案があれば、委託金額の範囲内で提案すること。

5 成果物

- (1) 成果物として、事業の成果を記載した実績報告書を紙媒体で1部及び電子媒体で提出すること（別途指示がある場合はその指示のとおりとする）。

実績報告書には、実施した業務内容のほか、成果に関する分析・評価、課題、次年度に向けた改善点等を記載すること。電子データは、情報更新が可能な編集データ及びPDF形式で、長期保存可能なDVD等の媒体により提出すること。また、参加者名簿やアンケートの回答データや集計結果、使用した画像等の元データ等の関係資料一式を併せて提出すること。

- (2) 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

- ① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
- ② PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- ③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含め利用許諾を得ること。

- (3) 成果物の所有権及び著作権は、沖縄県に帰属する。第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。また、著作者人格権を行使しないこと。

- (4) 本事業により得られた成果物、資料、情報等は、沖縄県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

- (5) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

6 再委託の禁止について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める契約の主たる業務については、その履行を三者に委任し、又は請負わせることができない。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
- ・ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

- (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

- (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・契約金額の 50%を超えない業務
- ・その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める業務についてはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他、県が簡易と決定した業務

7 その他

- (1) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定める。